

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本荘由利広域市町村圏組合は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

本荘由利広域市町村圏組合 管理者

公表日

令和2年9月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険の資格得喪、保険料の賦課決定、認定、給付に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び本荘由利広域市町村圏組合介護保険条例に関する事務であって主務省令で定めるもの ①介護保険資格に関する事務 住民基本台帳の情報に基づき、資格取得、喪失等を管理する。 ②介護保険料の賦課に関する事務 市民税情報や生活保護受給有無、減免等の情報により年間保険料を算出し、賦課する。 ③介護保険料の収納に関する事務 介護保険料の収納状況の管理を行う。 ④介護保険の認定に関する事務 被保険者からの要介護認定の申請に基づき、認定審査会により要介護認定を行う。 ⑤介護保険の給付に関する事務 被保険者からの申請により、高額介護サービス費等の支給を行う。
③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、5項、6項、22項、26項、30項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、88項、90項、94項、95項、97項、109項、117項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、3条、6条、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、33条、43条、44条、47条、49条、55条の2 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 第93項、94項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課 〒015-0871 秋田県由利本荘市尾崎17番地 TEL 0184-24-3347
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課 〒015-0871 秋田県由利本荘市尾崎17番地 TEL 0184-24-3347

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法及び本荘由利広域市町村圏組合介護保険条例に関する事務であって、主務省令で定めるもの ①資格記録管理業務 構成市より提供される住民基本台帳の情報に基づき、資格取得、喪失等を管理する。 ②保険料納付記録管理業務 市民税情報や生活保護受給有無、減免等の情報により年間保険料を算出し、賦課する。 介護保険料の収入状況の管理を行う。 ③受給者管理業務 被保険者からの要介護認定の申請に基づき、認定審査会により要介護認定を行う。 ④給付管理業務 被保険者からの申請により、高額介護サービス費等の支給を行う。 ⑤保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護（予防）サービス費の事務に個人番号を利用し、当組合の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当組合では、「⑤保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	介護保険法及び本荘由利広域市町村圏組合介護保険条例に関する事務であって主務省令で定めるもの ①介護保険資格に関する事務 住民基本台帳の情報に基づき、資格取得、喪失等を管理する。 ②介護保険料の賦課に関する事務 市民税情報や生活保護受給有無、減免等の情報により年間保険料を算出し、賦課する。 ③介護保険料の収納に関する事務 介護保険料の収納状況の管理を行う。 ④介護保険の認定に関する事務 被保険者からの要介護認定の申請に基づき、認定審査会により要介護認定を行う。 ⑤介護保険の給付に関する事務 被保険者からの申請により、高額介護サービス費等の支給を行う。	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバー、中間サーバー、伝送通信ソフト	介護保険システム、番号連携サーバー、中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7項 別表第二 第1項、2項、3項、4項、6項、26項、30項、33項、39項、42項、56の2項、58項、61項、62項、80項、87項、90項、94項、95項、117項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、3条、6条、19条、25条、30条、32条、33条、43条、44条、47条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第93項、94項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、5項、6項、22項、26項、30項、33項、39項、42項、43項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、87項、88項、90項、94項、95項、97項、109項、117項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、3条、6条、15条、19条、25条、25条の2、30条、32条、33条、43条、44条、47条、49条、55条の2 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第93項、94項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 三浦喜隆	介護保険課長	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価の種類	—	基礎項目評価書	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査	—	[○]自己点検	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発	—	十分である	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
令和2年9月7日	IV リスク対策 8. 監査	[○]自己点検	[○]自己点検、[○]内部監査	事前	一定期間経過前の再実施
令和2年9月7日	「Ⅱしきい値判断項目」-「1対象人数」-「いつの時点の計数か」	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	一定期間経過前の再実施
令和2年9月7日	「Ⅱしきい値判断項目」-「1対象人数」-「いつの時点の計数か」	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	一定期間経過前の再実施